

目 次

國民生活と日蓮主義

日本尊主義と常識

日經上人に就て

法華經講演集(續)

報道廣告等

大曾正本多日生
子爵小笠原長生
紀野俊耀本多日生
山根日東

國民生活と日蓮主義

本多日生

「國民生活と宗教」の關係に就て、正確なる意見を決定するは、極めて有益にして且重大なる問題であります、昨年東亞協會で當代知名の學者が、二十七八人も集合して、この問題に對する各自の意見を討議せられたことがある、その速記を見ると、各方面から論究せられてあつて、宗教當事者の好参考たるは勿論苟くも經綸に心ある人の等間に附すべからざる緊要の論目たるを信ずるのであります

この多數の人達が種々なる意見を述べて、各宗教を論議せられて居るが中に、佛教に關する論議に於て國民生活との關係の見方が、深刻でなく正確の見と云はれないやうに思はれるので、それは文學士吉田熊次君の説に、「佛教は國家的生活即ち團體的生活と云ふ様なものには、直接關係を有たぬものではせぬかと考へらるゝのであります」と述べて、佛教は個人

的のものであると主張せられて居る、之に對して誰も反駁をした人がない、此は佛教中に法華經の俗諦開會の如き、妙說の存せることを参考せられないのではあるまいが、又日蓮主義の如く國家的團體的の教義の存せることを、闇却せられて居るためではあるまいかと思ふので、進んで法華經の真意義と日蓮主義の眞面目とを研究せられたならば、この「國民生活」と宗教との問題に就て、新らしき斷案を造くることが出来はせぬかと思ふのである、

凡そ一國の人民が生存を續けて行くには、種々の事柄が錯綜して居るので、無論宗教萬能の説を取ることは出來ませんが、然し宗教が國民生活の上に占むる關係は、極めて根本的であり又廣き範圍に於て、如何なる時代にも如何なる國家にも、其深の影響を與へて居ることを知らねばならぬ、國民の生活に直接の關係を有つものは、農工商の如き生産的事、若くは經濟的事が主なるものであつて、又内亂を治め外寇を防ぐ爲めに軍事的の必要が起る故に、昔から士農工商と稱

せられて居るが、この生産や、經濟や、軍事を充分に發達せしむるには、必ず教育の必要が生ずるものであつて、又之を取締る爲めに法律の必要も生ずるのであるが、此等の仕事をして行く上に、根本的の必要を有つて居るのが道德宗教である。道德や宗教は、生產、經濟、軍事、教育、法律などのやうに、生活にて行かなかつたならば、適當の發達を見ることは断じて出來ない、個人としても團體としても、道德なく宗教なくして、單に物質的の必要のみによりて、生存し得ると思ふは、淺見の病見である。何んとなれば、人類は少なくとも共同生存の意義を解せずしては、存在することの出来るものでない、然して共同生存とは、道徳的宗教的の思想に基くのであるから、道德なくしては、人の資格を備ふることも、團體の目的を達することも出来ないのである。この共同生存の意義を擴充する時そこに、道德宗教が人生の生活

良なる効果を與ふるを得べしと云ひ、又個人的生活の上には、意識を統一する力の強弱と、その統一せられたる意識の質の良否とを見、又他面には活動を起す力の敏活と否とを見て、宗教の生活に與ふる効果の如何を判断すべしと云ふので、斯くの如き分類の下に於て、佛教は團體的生活には効果甚く、又個人的生活の上にも敏活の活動を缺くものと見られて居る。

この分類は至極面白く思はれるれども、佛教に對する批判は當を得たものとは云はれまい、何んとなれば、佛教は一個の有機的生命を有つて居る結合團體であつて、釋迦牟尼の活ける感化を源頭として、生ける人類の間に甚深なる印象を與へしに始まり、その心靈の上に留めし活力は、遠く數千年の後に及んで、生ける人に及び、心より心に傳へて、幾多の時代と異れる邦國との間に、傳播し存續し來れるものであつて、佛教とは決して古き經文や、或る時代の思想や、或る學者高僧の解釋のみをして、全體と見るべきものではない、釋迦牟尼の活感化を中心として、起りし心靈至上

に發達せしむるには、必ず教育の必要が生ずるものであつて、又之を取締る爲めに法律の必要も生ずるのであるが、此等の仕事をして行く上に、根本的の必要を直接の關係なきものと思ふ人もあるが、夫は大なる謬見である、寧ろ道德や宗教が、人々の心靈を感化して行かなかつたならば、適當の發達を見ることは断じて出來ない、個人としても團體としても、道德なく宗教なくして、單に物質的の必要のみによりて、生存し得ると思ふは、淺見の病見である。何んとなれば、人類は少なくとも共同生存の意義を解せずしては、存在することの出来るものでない、然して共同生存とは、道徳的宗教的の思想に基くのであるから、道德なくしては、人の資格を備ふることも、團體の目的を達することも出来ないのである。この共同生存の意義を擴充する時そこに、道德宗教が人生の生活

の響が、活反響を起して、各地方に、各時代に波及し傳播せる、有機的結合を本質とし、而して之に附隨せる教義や、典籍や、僧侶や、信徒や、堂塔や、遺跡や、功業や、習慣やを總計して、この全體を指して佛教と呼ぶべきものであつて、斷じて經典の一部や、一地方一時代の現象を捉へて、佛教と呼ぶべきものでない、縱しこの局部を捉へて佛教と呼ぶを得べしとするも、之を以て國民生活と佛教との關係を論する如き、有機的關係の問題に於て認むべきにあらざるは、瞭々として火を見るよりも明かなことである、斯かる狹き意義より見たる佛教觀を以て、この活ける重大なる問題に向つて解釋を下すは、甚だ失當の斷案ではあるまいか、而して宗教を有機的結合として認むべしと云ふは、是れ亦予一己の私見ではない、最近宗教科學の承認せる、適當なる宗教觀である。

されば佛教と生活との關係を見んとするには、佛教史の全體に通じて發現し來れる、思想も、現象も、凡て之を佛教の產物として認むべきは、當然のことである。根本的關係を有し、且廣く深く影響を與ふることも認めらるゝのである、又この生活に趣向を與ふるものには文學美術であつて、これ等のものゝ必要を自覺する國民は、所謂向上文明の民であり、單に生產や經濟の上に光彩を添入する先人の偉勳は、何れもこの共同生存の上に、道徳的宗教的の功業を寄與せられたのである。佛陀の教へ給ひし「正命」とは、即ちこの理想の生活であつて、この間の消息を研究するに就て、「國民生活と宗教」との問題は起るのであると思ふ。吉田文學士は、「國民生活」と云ふ意義を解釋せられて居るが、それは「團體的生活」と「個人的生活」の二に分たれてあつて、團體的生活の上には、現實の人生を尊重する教義を有つべき事、倫理と調和する教義を有つべき事、國家の存立を敬重する教義を有つべき事、この三點を具備する宗教は、團體的生活に書

ある、斯かる意義よりもは、大乘が佛の直説たると否とに拘はらず、又日本の佛教が原始的佛教と如何の同異あるにもせよ、釋迦牟尼の活潑化を起點として、その反響の下に起りし事象は、悉く之を佛教の圈内に置いて論ずるを、至當のこと、認めねばなるまい、果して然りとせば法華經に現はれたる思想も、日蓮の主唱せりし主義も、無論佛教に認むべきであつて、之が承認せられた已上は、前の分類に對して日蓮主義の關係を論じて見やうと思ふ。

日蓮主義が團體的生活の上に於ける三個の重大要件即ち現實の人生を尊重する事と、倫理と調和する事と國家の存立を尊重する事とに就いて、如何の要素を具へ居るかを檢せんに、先づ第一の現實の人生を尊重するに就いては、日蓮主義は彼の現實に醉ふて高遠なる理想を欠失せるものとは、無論撰を異にして居るが、さればとて現實の人生を夢幻視して、單に未來觀念に流れたる厭世悲觀の主義とは、復大に異つて居るので一面に人生の缺陥を看破すると同時に、高遠なる理想

りて、常に人生を軽しめざるの意義を明し、第六の卷には、人生の生活と法華の信仰との一致を說いて、資生業等皆順正法と云ひ、第四の卷には、法華經の反對黨を叱斥して、輕賤人間者と字し、斯くて法華經は高遠なる理想に登り、而して立遅りて、現實の人生を尊重すべき所以が、尤も正確に示められて居る、之を俗諦開會の法門と稱してある、此の思想は法華を奉するものゝ中に、消化し發酵し來りて、終に日蓮上人の活論を生むに至つたのである、之を上人の聖訓に見よ、聖愚問答抄の中には、「遷滅無常は昨日の夢、菩提の覺悟は今日のウツ、なるべし」と示めされてある、此の聖訓の妙味を體達し見よ、そこに含まれたる妙旨に驚歎するであろう、現實の人生を現實の儘にして考察する時は、何物と雖とも遷滅無常を免かるゝものはない、この遷滅無常の人生に驚かずして、不覺不知不驚不怖と過ごすは、是れ則ち醉へるの徒である、さればとて之を厭忌して悲觀に沈むは、團體の生活を破壊するものである、されば法華の信仰に登りて、人生を

を認めて、立遅つて、此の理想を活現し得る實地の境上が、この人生なることを認めて、根底あり意義ある人生觀を示めしたものである、世の科學已下に醉へる人々の、人生を尊重するは、只意義なき人生に、強ひて意義を偽り造つて、之に力を注かしむるか、或は醉ふて深く考慮せずして、目前の利害得失に就て、盲動するのである、或る宗教よりして之を嘲笑して、夢幻の生活と云ひ、醉生夢死と云ふは、決して理由なき事ではない、さればとて永久の未來のみを憧憬して、現實を輕視せしむる主義を取らんか、眞と非眞とは且らく指き、斯かる主義は確かに現實の團體的生活の上には發達力を減するものたるは、略易きことである、故に單なる現實主義の非なると同時に、單なる未來主義も亦非たるを免れないものである、此の兩失を斥けて、理想と現實とを調和し、永久と人生とを結合せしめて、こゝに適當なる信念を與ふるものが、所謂吾人の奉する日蓮主義である、之を日蓮主義の根據たる法華經の金言に見よ、その第七の卷には、常不輕品なるものあ

達觀し來れ、然らば人生はその本質に於て、不滅の佛性を有する上に、絕對の本佛ありて、こゝに感應の力を起し、我等が菩提の覺悟は、掌中の菴羅果の如く、寶珠の袋を握ると同じく、無上菩提の覺月を詠せんことは刻々に近づけり、人生の無常の悲は我に於て、菩提に接近するの喜に外ならず、一日の経過は一日の接近なり、無常の悲嘆は消へて、菩提の法悅は加はるべくこの、信後の生活に入らば、人生何物か法悅の資糧ならざる、されば法華信仰の上には、遷滅無常は昨日の夢と消へ去り、菩提の覺悟は今日の現と成つて、始めて現實の人生は、意義を生じ根柢を得て、人生尊重の真意義を會得せらるゝのである、こゝに至らば生を愛して死を避け、この人生を向上の活動場として活力と光明とを認め來たるのである、故に上人は可延定業抄に

命と申す物は一身第一の珍寶也、一日なりともこれをのぶるならば、千萬兩の金にもすぎたり、法華經の一代の聖教に超過して、いみじきと申すは、壽量

品のゆへぞかし、閻浮第一の太子なれども、短命なれば草よりもかるし、日輪の如くなる智者なれども天死なれば生たる大に劣る。惜身命を念として、一日もこの熱誠を失はざりし上人が、斯くまで生命の貴重を語るは、尋常一樣のことではない、畢竟大理想を活現するも、無上菩提を成就するも、この現實の人生を離れては、成し遂げ得らざるを教へ給ふたのである、されば上人は報恩抄の中に

極樂百年の修行は、穢土一日の功德に及ばずと、示めされてある、この痛快なる教訓は、何事をか教へたる、彼の厭世主義の徒が、この現實の人生は、正善を行ふには、餘まりに障害多ければ、去つて極樂淨土に往いて、徐々に善根を積まんなど云ふ稱論に對して、この人生の上に於て、奮闘の生活を遂げて、正善を實現せよ、然らば障害なき極樂に於て、百年の長

時に經て、積み得る功德は、この人生の中に在りて、一日正善を行ふ功德に及はずと、誠告し給ふたのである、この種の聖訓の中に、現實の人生を尊重すると同時に、而かも宗教の高遠なる本質が、如何に活躍せるかを看取せよ、

(次欄)

心懶懶慕渴仰於佛的心を

寂然法師

わかれにしその面影の戀しきに

夢にも見へよ山の端の月

作是教已復至他國の心を

前左衛督惟方

露ふかみ秋の深山の木のもとに

ことの葉のみぞ散のこりける

自性孤露のこころを

寂超法師

とことはにたのむかげなきねをぞなく

鶴の林の空を戀ひつゝ

日蓮主義と常識

(上) 子爵 小笠原長生

記者曰く左の一葉は子爵が京都天晴會講習會へ寄せ以て講演に代へるものなり

日僧上人の大法弘通を始めとして宗門の歴史に重大な關係を有する京都に於て今般天晴會員諸君が大會を催さるのは、洵に因縁深いことで、高祖の御加護と諸君の御熱誠とに依り、豫期以上の好果を收めらるべきは、私の今より確信し居る所である、私も野口僧正より出席の御勧誘を蒙つたのであるが、遺憾ながら出席することが出来ぬので御断りをしたところ、それならば何か書き送れとのことであつたから、豫々抱悔して居る「日蓮主義と常識」と云ふことに關し所感の一端を述べて祝詞に代へるのである。

何業でもさうであるが、分けて日蓮主義を奉するものは縞素に論なく、先づ以て常識を備へることが肝要であらう、ちょっと聞くと常識を備へるなどと云ふことは當然のことであつて、改めて言ふまではことは無いやうであるが、實際はなかなかさう行かない、殊に宗教の如き高尚なる觀念を凝らす方面の人々は、動とも

すると人間の智識を輕蔑するの傾向を生じ易いので、一步を誤まれば常識に缺陷が出來ぬとも限らぬ、併しそは決して佛教特に法華經の本旨ではあるまいと思ふ一體法華經は、總じては宇宙を抱擁せる大教理を説いて一代佛教の歸趣を明かにしたものであるが、別しては吾人々類を教化するのを以つて第一の目的とし、又た人類の必らず無上道に入り得べきを反覆説示し且つ説明して居る一二例を擧げて見ると。

△我れ深く汝等を敬ふて敢て輕慢せず所以は何ん、汝等皆菩薩の道を行じて當に作佛すべし(不輕品)

△千二百の羅漢悉く亦當に作佛すべし(方便品)

△人間を輕賤するものあらん(勸持品)

△若し俗間の經書、治世の語言、資生の業等を説かんも皆正法に順せん(法師功德品)

△是の人思惟し籌量し言說する所ある皆是れ佛法にして眞實ならざるはなし(法師功德品)

を有することを示したので實現するには必ずや至誠を以て向上的修行をなさねばならぬ、そこで此の向上的修行をするに就ては、信仰と共に智識が大切であると私は考へる、由來佛教なるものは、佛陀が智慧の光を以て真理を照し之に活動を與へ、其の活動力を慈悲的に發作しつゝあるの頗末を説いて、特に人類を無上道に導かんとせられたのであれば、其の教旨には圓満に智慧と慈悲とが具備せるにて居る、従つて之を受持する所化の人類も亦此の兩者を共に得べく努力せねばならぬことは必然の勢であるうところで其の慈悲に接觸するのは信仰であつて、真理を覺るのは智識である、故に其の一方に偏するのは佛教の本旨で無いと私は思考する、宗教は理窟的のものではない感情的のものだから、理窟は無用だとの論も往々聞く所で、一應尤に思はれるが、併しに信すべきものを信じ得たる人はそれでも可かるうし、又信より解も生じてこやうが、併し信仰なき人々、若くは間違つた信仰を有して居る人が正法に歸し得る場合は、他より勧められたにせよ、自分より氣が附いたにせよ、先づ自己の智識に訴へて法の正邪宗義の善惡等を分別して、然る後歸依する順序なのだらう、而して常識とは智識の軌道を逸せざるもの

の議論もあるが、之れは佛陀が智識を無益と言はれたのではなく、信なくては到底至大至妙の法華經を覺ることが出來ぬと信を主として説かれたる場合で、之を以て智識を全然否定されたものとするのは正解ではあるまいと思ふ、換言すると自己の小智解に満足し、是のみを以て無上道に入り得ると思惟せる退轉心を打破せられたのである。

されば常識に依りて行動する世間萬般の業務も、佛陀は、大信念に安住して行へば夫のが正法となるとさへ言はれたのに徹するも、如何に常識を尊重せられて居るか解かる、即ち法華經の教ゆる所は外は大靈力の實在を確信して之を渴仰し内は缺陷なき智識を磨き至誠以て向上努力するのを無上道に到達するの信行としてある、又此の覺悟は佛法のみならず世法にも一貫すべきが法華經の教旨であつて、斯くてこそ此の競争劇甚な列國間に介在して天晴日本臣民の特色を發揮し帝國本來の大使命を完くすると云ふ雄大正明なる思想を養成し得るの活宗教とも稱せられるのである。

(下)

此の常識の必要なることは自己の修行のみでなく、化他の場合に於ても同じことである、往昔佛教（教義の

のを指すのである、勿論常識は或る方面より觀たら浅いものであらう宗教のみならず哲學でも科學でも常識以上には相違あるまいが、併し常識以外と認めることは出來ぬ、従つて信仰でも信解でも常識の上に築かれたものでなければ圓満なる域に到達することは不可能であらう、更に一步を進めて言へば實は築くまでも存するとは思はれない、方便品には開佛知見と說かれているが、啓發せられて佛知見となる其の原料は即ち三千を具備せる吾人の觀念であつて、常識とは其の判斷的働きなのだと私は考へて居る、そこで例へば法華經を以て疏通すれば、阿含亦法華經となり藏圓一如の妙旨を示すと同じ道理で、常識は即ち未開の佛知見であるから、先づ以て常識に缺陷なき様に心懸けて品性を涵養するのが正信を得る素地を成すのではあるまい、圓い原料を焼けば圓い陶器が出来、三角な原料を焼けば三角な陶器が出来、焼かれたからとて缺陷あるものが圓満にはなれない、然るに又一面には佛陀が大智舍利弗でさへ信を以てしなければ無上道を得ることが出來ぬと言はれたれば、智識などは無駄なことだと

如何は暫く別問題として）が我國に於て勢力を有して居た所以を察するに各高僧が法を弘めると共に或は文明を助けたり、或は學問美術に貢献する所あつたり或は嶮岨を開いたり、或は行通を使にしたり、法施と共に形無形雨ながら世道人心を益したことが大であつたことも確に勢力を得た一因であると思ふ、勿論弘法を主とせずに、斯くの如きこと許りせよと云ふのではないが、苟も善知識と云はるゝ程の人は、常識も發達して居つたと云ふ一證と見らるゝ、況んや現今の如く科學等の思想の盛んな時代には、如何に法は尊くとも之を傳へる人が世間の事に通曉せず時勢に應する説き方をせなかつたら直ちに他から迷信とか時勢後れと笑はれ折角の大法も自然耳を傾ける人が少からう、それでは教化の目的を充分達せられぬ譯となる、夫れも安樂行品的に山林にでも遁れて、自分獨り法華を行すれば可いと云ふ個人本位なら免に角、苟も國家本位殊に一天四海皆歸妙法の大抱負を以て奮闘的弘法に從事せんとする者は、常に人心の趨勢を察し、國民思想の善良なる點をば保護し、邪惡なるものをば匡正し、此等を開會して以て活動せる本化の大法たらしめ大功德を成就すべきである常識が備はつて居れば、何事にも適

(9)

當なる判断をなし得て世法上に常軌を逸することが少いから、従つて非難を受けることも少からう、それが宗門のこととなるに當り勇猛なる意氣を以て熱烈なる信仰を鼓吹してこそ、他人も眞面目に謹聽して歸依することにもなるので、私は高祖が他宗の僧侶と法論する事がある、それは高祖が他宗の僧侶と法論する事があるのだ、何時も對手は脆く閉口する、甚しいのは一言二言で屈伏して居る。さて止觀真言念佛の法門一々にかれが申す様をでしあげて承伏させてはちやうとはつめつめ一言二言にはすきす(中略)利劍をもつて瓜をきり大風の草をなびかすが如し(種々振舞抄)當時の状況見るやうであるが英名既に天下に轟いて居る高祖に對して苟且にも論戰でも試みやうとするのであるから、勿論相應の學問もあらうし自信もあるべきで單に學問のみで深淺正邪の別はあるにしても、そんなに容易に屈伏しさうにも思はれないのに、斯くも脆く閉口するのは學力以外所謂精神感應で、高祖の人格より發する力の作用であると私は確信する、それも其の筈で、佛教の各宗は勿論。神道にも儒教にも國學にも通曉されて居るのみならず、御國體を究竟的に覺り寸分の油斷もなく六十餘州の形勢を視、驚くべきは支

五常の説明中でも特に義の説明として萬事に理を失はずと云はれ、智の説明として萬事の有様をよく知ると云はれたる如きは、人智を以て判断するのを指されたので、即ち常識に外ならぬ、而して之が無上道を持つの根柢なりとの教旨なのだ特に「五戒は破るといへども、大乘戒は持ちたりと云ふ事は之れなし」の一例頗る大切であらう、更に最も常識を重んせられた適例は『與檀越某書』中の。

御みやづかいを法華經とおぼしめせ一切世間治生産業皆實相と相違背せずとは此れなり

の語や『月水抄』中の。

佛法の中に隨方毘尼と申す戒の法門は是に當れり、此の戒の心はいたず事かけざる事をば、少々佛教にたがうとも其の國の風俗に達ふべからざるよし佛一の戒を説き給へり、此の由を知らざる讀者共、神は鬼神なれば敬ふべからずなんと申し強義申をして多くの檀那を損する事ありと見へて候也

の語等である、要するに佛法と世法佛陀と衆生佛知見と常識等を不二のものと達觀し來るのが、日蓮主義の本旨であつて、此の本旨なればこそ、活動せる現實界を處も換へず時をも變せず其の儘靈化し得らるゝのだ

那大陸の情勢にまで着眼して居られたので、かかる卓見は信念と共に常識が備らんでは出來る業では無い假りに高祖より全然宗教的分子を除却して見ても人格と云ひ學問と云ひ確に第一流の偉人であつて、常識の方面にも亦吾人の師表と仰ぐべきである、而して上人は

戒法門抄中に

仁と云ふは、人を憐れみ生を慈しみ物を育くむ心なり、義と云ふは、事の謂れを違へず邪なる事をなさず萬事に理を失はざる是れなり、禮と云ふは、父を敬ひ母を敬ひ天道佛神を貴びないがしろにせざるを云ふなり、智と云ふは萬事の有様をよく知て善事惡事を辨へ作すまじき事をなさず作すべき事をなす是れなり信と云ふは、事に於いて誠を致し解事をなさず心の底に思ひ解る是れなり

と云はれ、尋で五常は即五戒なることを論せられ、終に斯く斷言せられて居る。

此の五戒を根本として大乘の諸戒も具足するなり、故に此の五戒をば具足根本業清淨戒と名くるなり此の五戒若し破れければ、一切の諸戒皆破る、五戒は破るといへども大乘戒は持ちたりと云ふ事は之れなし

開會的に謂へば「法華經を讀るものは世法を得」となり向上的に謂へば「一切世間所有の善論皆此の經に因る、若し深く世法を讀らば即ち是佛法なり」となる、妙法の妙此處に存するのであらう。

終りに臨み、貴會の愈々發展せられんことを祈り會員諸君の健康を祝す。

本尊論を讀む

在金澤 紀 野 俊 雄

頃日本妙法華宗嶺村日正師、本化別頭闡浮統一本尊論草稿なる一冊を寄與せられ、之に批評すべきを附記せらる、然りと雖も、師が多年研磨の結果に成りたる堂々たる論議に對し、何ぞ予等難僧輩の猥りに論評するを得べき、され此の儘返附するは師の意に背くを如何せん、予も亦些少たりとも、自己の信仰と反せる所論に對し、黙して止まんは之又自ら歎くに似たり、進退惟れ谷まる、しかず潛上の罪を犯して師の高教を仰がんにはと、即ち進まさる筆馬に鞭つて、いさゝか

所見を述んとす、恐らくは之れ猪の金山に於けるが如けん耳、師深く予が不遜の罪を咎め給はざらん事を、今本論を批評するに別て二段とす、

一 本尊論壇上に於ける本論の位置 (本論題號及著述の方針に就て)

二 本論内容に就て

一 本尊論壇上に於ける本論の位置

今本論の位置を論するに當り、師が本論著述の目的を明かにするを要す、

論曰本化別頭の本尊は、天日の如く國王の如く、唯是一也、二なるべからず、三なるべからず、而して祖書中大曼茶羅あり、一尊四士あり、二尊四士あり釋尊一佛あり、一遍首題あり、乃至本化別頭の宗門豈一定の本尊なかるべけんや、祖書中多種の本尊あらと云ふが如きは、恐くは之れ研究の未だ至らざるのみ、……本論は左の三大疑問を目的とす、

一 祖書中多種の本尊(大曼茶羅、一尊四士等四)

二 報恩抄の釋尊二體(約本門教主釋尊塔内釋尊)

と云ひ、

小大權述の諸宗尙一定の本尊あり況んや云々

と云へるは、蓋し過當の悲觀なるべし、若し師が云ふが如く本化の天日光輝を失なひ、別頭の國王統一を闇くとせば、之れ師が所謂勸請式の多種多様なる爲にあらずして、他に深大なる原由とは何ぞ、即ち本門の本尊の本質實體たる、未だ宗徒の間に鮮明に意識味解せられる事之也、蓋し勸請式は末也、本尊の實體は其本也本尊の本質實體に迷惑して、法との、しり、人と争ひ己心とのり、古佛の名號と論じ、甚敷は聖祖の魂魄と強ひ、如斯にして如何に其勸請式のみを一定するも

何の甲斐が之あらん、要するに根底なき表面上の統一のみ、形式上の一定のみ、彼の念佛宗の徒が勸請式に

於て、彌陀一佛に一定せると、幾何の相違がある、共に之れ本佛の人格實在を忘れたる理談耳、妄想耳宗祖が諸宗は本尊に迷へり、

と喝破し給へるもの、豈たゞに勸請式に於て、久成釋

三 賛文の二十、三十(佐渡本尊中約隨自隨他等)

若し此の三義解決せざれば本化別頭の本尊未だ定まらず、信仰の目的も亦歸着する處なしと云ふべし、之に依て是を見るに、師が本論著述の目的は、聖祖門下現行本尊勸請式をして、聖祖の本旨に一定せんとせられたるや論なし、其意の存する處は實に吾人の多くする處なりと雖も、其所論の目的は、本門の本尊の本質實體を鮮明に意識せしめ、之に統一するの意にあらずして、唯勸請式の一定のみを計らるゝは、實に霞を隔てゝ花を見るの感なき能はざるを遺憾とす、

已に本尊實體論が、本論起草の出發點ならずとせば、其結論に至て、木像論に達するも、文字式論に到るも將亦文字木像合祀論に反ふも、要するに之れ本尊形式一定論也、師が序論に於て、本尊勸請形式の多種多様なるを憤し、

如斯は(勸請式)古往今來異説紛々雲の如く塵の如し本化の天日之が爲に光輝を失なひ別頭の國王之が爲に統一を開く天地晦冥人は極向する處を知らず

尊を奉安せざる爲のみならんや、實に之れ壽量頭本應身實在の本佛に、念々刻々懸慕せざるを責め給ひしや明か也、

聖祖の一閻浮提第一の本尊、此國に立つべしと云ひ、一閻浮提の内未曾有の大曼茶羅也、と贊し給へるは、實に之れ本尊の本質實體を指し給ふものならんや、されば勸請式は、唯吾人が眼に本尊を拜する其刹那に、妙法五字、若しくは形像を通して、そこに本佛の實在を聯想し、ひるがへつて其本尊に對する時、そこから始めで深大の意義あるべき也、今此を圖示せば左の如し、



一 文字式若ハ形像

古來往々本尊を議するもの、勸請形式に重きを置くのあまり、遂に實在本佛の感應を逸し、有相信行の宗門漸く觀念慧行の色を帯びたるは、心すべき事ならず

や、要するに勸請形式の如きは、本尊の本質たる、佛界緣起の妙旨、應身常住の妙義等を、うつし出せるものなる事あるべし、殆かも原語のサツダルマ・アンダリカシユトラ、は來つて妙法蓮華經となる、發音文字共に異なりと雖、義少しも缺くる處なし、何ぞ聖祖の文字式、及現代の形像等の、形狀そのものが闇浮統一の本尊ならんや、

闇浮統一とは、本尊の實體の妙義に約して云ふべし、圖顯若しくは形像等に就て云ふべからず、若し圖顯亦は彫刻の形式迄も、異文異習の異國に製用して、寸分も變すべからずとせば、恐くは之れ固陋の見ならん歟宗祖の聖意何ぞ如斯ものならんや、師が本論の目的として、圖顯本尊、及一尊四士合祀の勸請式となし、之を以て、

我が大日本帝國を根本起點とし延て西洋諸國に及び遂に一闇浮提に廣宣流布す(論一四五)

屬し、獨諸式中には日本等の同文國、及形像崇拜の民族の間に流布すべき形式一定に過ぎざる事を、されば本論の位置は、本尊論中、第二位の一部に屬するものにして、斷じて當家本尊論の第一義論にはあらざる也予の思考する處に依れば、刻下の急務として、本尊論を唱導せんには、左の二方面の何れかより出發するの至當なるを信す

一は本尊の實體に對する信仰意識を統一する事

二は本尊勸請式已外別勸請雜亂勸請の許否を一決し直に之を實行する事

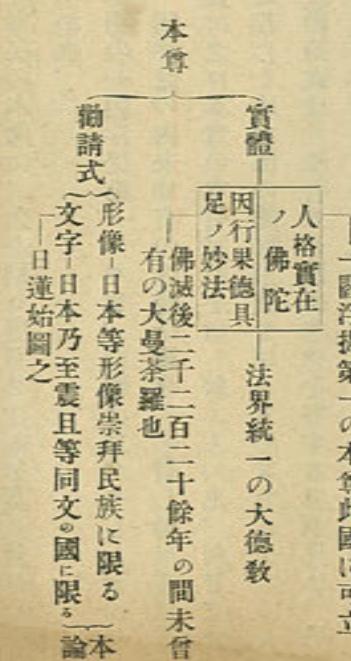
右の内一は精神に屬し、二は形式に屬す、されば根本

的に積極的に、上より本尊の實體に對する信仰を統一するか、若しくは形式よりして、下より雜亂勸請等の許否を鮮明に發表し、以て信仰雜亂の對境を撤退し、斯くして消極的に信仰意識の統一を計るか、必ず二者の中より出發せざるべからず

何となれば本尊論は、舞文彩筆徒に奇の理論を構成し以て快とすべきものに非すして、一言一句直ちに實行

と、輕々に論斷せられしは、蓋し失當なるを免れざるべし、而かも如斯所論を總標して、闇浮統一本尊論と題せられしが如きは、先に師が勸請式の多種なるを憤して、天日爲に光を失ふ、等と云へるが失當なる悲觀なると共に、こは又過當なる贅題にあらざるなきか、予は小林董師の大曼茶羅私考と云ひ、田中智學氏の本尊造立私議等と題せられたるが如く、恭謙の文字を置かれん事を望む、

已上所論の概要を圖示せば、



以て知る、本論は本尊中、本質勸請の中には勸請式にと併立せしむべきものなれば也、

若し根本的に、本尊實體に對する意識も明にせず、勸請の上には、雜亂勸請等の愚妄を一掃するなくして、漫然本尊勸請形式の一定のみ叫ぶも、要するに之れ、卓上の空論のみ、學佛者の閑事業のみ、學問はかかる論議を上下しつゝある間に、迷信の惡風は日々に增長し、信仰意識は月々に墮落して、遂には無意義にして活力なき、偶像崇拜の化石的宗門と化し丁せんは已まざるに至らん、予は深く、師が本論著述の眞意に就て大に疑はざるを得ざる也、

二 本論の内容に就て

本論著述の方針に就ては、前來聊か卑見を記しぬ、餘

は深く評するの要なかるべさも、今其要點の一ニを擧げて論評せば、

一 祖書中本尊を廣略要の三に別つの條中、要を一遍

首題となし、
「妙法曼茶羅供養事」の妙法蓮華經の御本尊供養候此
曼茶羅は文字は五字七字に候へど云々

「顯佛未來記」以三本門の本尊妙法蓮華經五字」と等の、
祖書を以て、一遍首題の本尊の引證とせらるゝと雖も
之唯本尊の中尊を擧げて仰せられたるものにして、妙

法五字、又は文字は五字七字とありたりとて、一遍首
題式本尊の證文也と概論し、佐前「唱題抄」の

第一の本尊は法華經八卷一卷一邊或は題目を書いて本
尊と定むべし

との聖判と、同一の眼光を以て論せられたるは、恐らく
は之れ失當なるべし

二には

贊文の二十三十の疑難を、強て決せんとするの急なる
が爲に、聖祖佐後圓顯の本尊中、獨りに彼を貶し、之
を崇め、恣に淺深厚薄を私議し、恐多くも聖祖が二十
餘年の贊文なる、大本尊を以て、或は隨他意と下し、
或は在世に約して斥ふが如きは、私慮を本として、大
本尊を律せんとするの罪蓋し之より深きはなし、至極
の大不敬恐るべし、師は扶老日好の三十は二十の
誤字也と記せるを見て、問罪的筆誅を試て曰く、

聖祖が未曾有の贊文なる大本尊に何ぞ輕重淺深の別あ
らんや況んや第一第二の順次に未曾有隨自隨他の教相
的未曾有あらんや一貫して之れ本門三寶式の正式本尊
也區々たる末節の異點に固執して佐後に多種多様の本
尊ありと見るが如きは未だ透徹せざる驟驟の見ならん
のみ

三には報恩抄の釋尊二體

此の報恩抄の文は、古來彼の法本尊派の、本尊問答抄
に於けるが如く、之れ又人本尊派が唯一の利器とする
處也、師今また此文を以て、二種の釋尊を立て、「本門
の教主釋尊」とあるは一尊四士の一尊とし、「所謂釋迦
多寶」とあるを以て、二佛並坐の釋尊となし、以て本
論の眼目とし骨子とす

然りと雖も古來(解説が古來異解と)
多く、此文を以て二種
の釋尊と見て、或は能所に約し、或は體用に約し、或は
假實に約して、之を説明せんと試むと雖も、其元始に
於て、二種の釋尊と見たるもの、恐らくは之れ根本的
誤想なるべし、若し此文にして、同一の釋尊なりとせ

上は高祖の本懷を侮り下は幾多の學生を惑はす恐ら
くは罪遁るゝ處なからん其說是ならば余代て無間に
墮せん

と、破拆する處也、而も師自ら、如斯不敬の論斷
を取てするは何ぞ、扶老日好はたゞ、數字の三を誤字と
云へるのみ、師が如く二十の贊文なるを以て、舉て隨
他意と貶するにはあらず、若し師が云ふ如くにして三
十餘年と有るもののみ隨自意とせば聖祖が一闇浮提の
内未曾有とのたまひし未曾有の贊文蓋し妄語となりな
ん、二十三十の相違に至ては上人がかく思召し給ひて
書き給へるのみ明に臆測を逞ふする事勿れ(佛滅年代
起算上最嚴密に研究せんには三十幾種の有力なる異說
あり相違甚に至ては約一千年を隔つるものすらあり
上人當時に於ても多少の異説ありしと推知するに難か
らずされば二十三十に就て一を正とし一を誤りとする
は吾人の取らざる處也如斯年代論は歴史的研究に屬す
るものにして其實體本質を完全に意識するを詮要とす
べき本尊論研究上に甚だ價値少きもの也)

ば、古來闡蕡の論議共に之れ釐毛兔角のみ、
由來本門の本尊とは、久遠の本佛久遠の本法、一體不
二の上に於て云ふべきものにして、祖書の内或は人に
約し、或は法に約して、本門の本尊を説き示さるゝと
雖も、之唯教導的説明に便なる爲のみ、何ぞ人法二種
の本門の本尊あらんや、古來祖書の一文に籠ぢともつ
て、互に一派を爲し、遂に祖書中一貫せる、本尊觀を
逸せるは、實に宗門教學上の大患なりとす、
されば報恩抄等の如く、「本門の教主釋尊を以て本尊と
すべし」とのたまゝ、以て良醫として、母としての、
實在の本佛を擧げて、「本門の本尊を」示し給ふと、又
彼の顯佛未來記其他多く、「本門の本尊妙法蓮華經」と
示し給ひ、以て、良藥として、乳としての、妙法を示
して、「本門の本尊」を説き給へると、説相異なるが如
しと雖も、共に之れ本門の本尊を示す處の、具體的説
明式の差のみ、二種の本尊なるに非ず、されば今の報
恩抄の文の如きも、明かに本門の本尊を示すに、本佛
を擧げて説明されたる一例に不過、故に總じて本佛を

標して、本門の本尊と云ひ、「所謂」より以下別して、釋迦多寶等と書き給へる也、二種の釋尊を擧ぐるに非ず、

元來本門の本尊中に何ぞ二種の釋尊あらんや、先きに云へるが如くたゞ總別の上に於て、二種と見ゆるのみ何ぞ古來云ふが如き、體用、能所、假實を以て論すべきものならんや、況んや又、師が云ふが如く、日本出現と印度出現、末法と在世、木像と生身、一尊起立と二佛並坐等の、紛糾なる學見の依文ならんや、實に報恩抄の文の如き、明かに文相に於て、「所謂」と上の本門の本尊をうけたるもの、虛心平氣に文のまゝに拜し奉るべし、私に多義を作るが故に、遂に本文を誤るに至る、之れ古來宗學者の習弊也

四 には

具足勸請中、圓顯本尊及一尊四士合祀に就て、師が勸請式統一に急なるの餘り、木像式の一尊四士にも決せず、具足の文字式にも定めず、二者合祀して重複繁雜なる方式をとられたるは、其説明の可否はとほれ、宗

きの具足勸請に對して略式なるの謂か、若し然らば、略式勸請は、具足勸請の義に缺けざる範圍に於て、簡單なる形式を云ふなるべし、若し略式にして、先きの具足勸請と矛盾する處あらば、之すでに略式とは云ふべからず、

師は先きに具足勸請を論するに當て、報恩抄の文を二種と見たる結果、起立の一尊四士、末法に於て、日本に出現すべしと爲し、以て一尊四士を鼓吹し、之を遷して、後部の文字式本尊の前に、奉安すべきを論じたり、然るに略式本尊に至ては、論格一轉し、先きに一尊四士に對し、寶塔中の釋迦と貶し、一尊四士の日本出現に對して、印度出現と簡び、一尊起立に比して二佛並坐と云ひたる、坐像の釋迦多寶を以て、略式とせるは何ぞや、具足勸請の時には、圓顯及立像の一尊四士を取り、略式の邊には、但木像二佛並坐の座像式を取る、兩勸請式の矛盾せる如斯、之れ予の解せざる處也、

祖在世にも、滅後にも未だ曾て有らざる一定式也、師は先に、一尊四士は大曼茶羅と共に妙具也と論斷し、然も之を勸請するに當て、妙具の二者を合祀せんとせられしは、何の故ぞ、二種一體なる故となれば、特に兩者を奉安するの要なし、若兩者別なる故となれば、何れか缺くる處なるが故ならん、然らば宗祖在世、二者合祀の親例なきは、未だ完全せざる處なりとの意歟如何、

師が本論の首めに於て

本化別頭の本尊は天日の如く國王の如し唯之れ一なるべし二なるべからず三なるべからずと標示しつゝ、結論に到て如斯同一なる、二種の本尊を安置せしめ、「二日並び現す」の奇觀を呈し、唯之れ二なるべし、一なるべからず、三なるべからず、の矛盾せる結論に達し、之を以て具足を勸請とせらるゝは如何に、

五 には

略式勸請、一塔兩尊(坐像)四士に就て、略式とは、先予案するに、師は現代宗門に於て、但限文字式論者と但限形像式論者と、又固陋にして無意義なる、文字木像合祀者との間に立ちて、一種の調和的一定をなし、以て形像式の上に意義あらしめんとせられしにはあらざるか、換言せば現下の統一なき、形像式に對する一種の對症療法として、現はれたるものならんか、さもあらばあれ、前來記すが如く、其起草の出發點に於て一步を誤りたる也、立論の根據に於て二種の釋尊と見たる是れ二、本論全編の目的たる、勸請式一定にありながら、而も廣路二様の勸請式を許せる、のみならず又廣式に於て、文字式及形像式の合祀を主張せる之れ三、已上の三は最も、予の信仰と反せる要點也とす、

予不幸にして、師が高數に接しつゝ、しかも踊躍歡喜して、賛意を表する能はざるを深く遺憾とす、加ふる乳臭の身を以て、猥りに先輩の高論を議す、罪業最も深し唯無解の一信、遂に此草を敢てす、願くば叱正をたれ給はん事を、合掌

日經上人傳に就て

慶印寺三十四更嗣法 山 根 日 東

本年は常樂院日經上人創廟法難の二百年に允りますので、本山では盛大なる御法要が勤まり、紀念の建塔供養もありました。隨て道友野口日主僧正は「日經上人」と題する上人の傳記を編述して、普く内外の有志者に施本されました。平素から上人に私淑することの極めて厚き野口君の手によりて、此好著を上梓せられたことは、自分は疎ながら深大の敬意を表するに寄ならざる一人であります。隨て其新著を入手してより心靜かに之を捧讀吟味して多大の得る所がありました。野口君の所論の如く、古より高僧知識と稱せらるゝものゝ多くは、其所生家系を定かに知ること難く、其一代の行化を詳かにせる傳記に乏しく、兎角はその格段に秀でし或る特殊の事實のみ、櫛續して展轉口より口に傳へられ、その脈絡ある詳傳を得るに難んする有様である。近頃心ある人々が、これではならぬと宗史の蒐集に熱注せらるゝのも無理からぬ事で、本書の出版が其部面に幾分の効果あることは勿論の事と存ずるのである。

遂問答記に曰く「父方は池上信者母方は中山門人立なり」とあれば、上人の父母は江戸若くは江戸近在に居住せられたるものと想像せらるゝなり。人或は云ふ、治郎右衛門なるものは即ち慶印にして、慶印は即ち上人の弟子なりと、余曰慶印と治郎右衛門とは別人なり、慶印は上人の弟子なるも治郎右衛門は上人の父なりと、是れ代々治郎右衛門と稱したればなり、是につきて東京淺草に慶印寺と云ふ寺あり、もと日經上人の開基にして始め常樂寺と申せしを、法難の當時將軍家康公上人に尋ねらるゝ様「常樂寺は常樂院の寺か」と仰せられしに「あれは弟子慶印が居る寺なり」と申上げたれば、家康公「それなれば慶印寺なり」と仰せらるゝより常樂寺を慶印寺と改め稱せりときく、慶印なるものは日忠なり、是れ小野治郎右衛門の長子にして早く佛道に入りしものなり、上人は治郎右衛門の二子なり、故に俗縁より云ふときは、日經上人は日忠の弟子なり、入法より云へば上人は師匠にして日忠は弟子なり云々右の内自分の取り立て、特に抗争せざるべからざる點は、慶印日忠師を小野治郎右衛門の長子とし經上人を其次男と断せられた點である、慶印寺古記録を案す

本書は僅々五十頁の袖珍本であつて、日經上人を傳すること極めて簡明に、而も其要を得たものと云ふてよい、自分は今更ながら其の一流野口式簡潔の文字に甚なからぬ興味を覺へ、上人の面目躍如としてこの小冊子中に現實せるを喜び、言ひ知れぬ感興の涌起するを禁じ得なかつたのである、唯非常に遺憾に思ふのは、其第二節上人の生系を物せられたる條下、野口君の平素に似もやらで、餘りに想像を逞ふし過ぎて、獨斷も亦甚しと思ふ點を見出したのである、开は自分が慶印寺住職と云へる立場より是非一言なき能はざる次第で今は遠慮なく自分の思ふ存分をさらけ出して、一は畏敬する著者野口君の之に對する再考を促がし、一は先輩諸師の真摯なる指導を仰ぎたいのである、是れやがて先師經上人に對する圖法後進の禮儀とも申すべきであらうと思ふ、

野口君は上人の生系に就て左の如く論せられた。
日經上人、然も何れの人たるを知らず、或は奥羽に生れたりといひ、或は加賀に誕せりと云ひ、或は上總に生れたりと云ひ、何れも確乎ならず、諸説中最も確かなりと思考せらるゝは、武州豊島郡の住人、小野治郎右衛門の二子なりとの説是なり、上人の本

と云ふことは争はれぬ事實である、現に東京府に於て編纂せられたる「東京案内」下巻五八にも

慶印寺 淺草新谷町に在り、日蓮宗に屬し京都妙滿

寺末の寺院也、もと天文五年本山妙滿寺の廿七世常

樂院日經之を豊島郡千代田村に創して常樂寺と稱し

たりしもの、日經不受不施を主唱して徳川家康の勘

氣を受け、加賀に走りたるより一旦慶寺となり、元

和元年小野一刀齋忠明(劍術小野派一刀流元祖)の次

男僧慶印知見院日忠と號して之を再興す、即ち本寺

也、舊子院の存するものに寛受院壽仙院ありとある、而も野口君は何の的據ありて慶印を兄とし經上人を次男と断せられたか一向暗に落ちぬ、のみならず年代調べをして見ると、慶印忠師は寛文十二子年十一月三日八十六歳の入寂であるから、溯つて天正十五年の御生誕である、日經上人の方は元和六申年十一月

廿二日六十一歳(野口君の調による)の入寂であるから、永祿三年中の御生誕である、して見ると、經上人の方が忠師より二十八歳の兄である、又要山居士の近著「日蓮聖人の教義」中の年表によると、經上人の示寂は七十歳とある、自分の所持せる經師消息集の紙末に附記せるものも同断七十歳の示寂と成て居る、此方の暦年から云ふと經上人の御生誕は天文二十年で、忠師より三十七歳の兄である、兩説何れにしてもが、經上人が兄で忠師が弟たることは疑ない、否寧ろ在家の人にしてなら充分に親子ほどの相違がある、然るにも拘らず二十八年若くは三十七年前に生れられた經上人を次男とし、後に生れられた忠師を其兄だと云ふことは、何としても受取ね妄斷と云はなければならぬ、思ふに野口君は、經上人を小野家の出と一途に思ひ込み、慶印忠師の事は何等古文書の調査を爲られなんだのではあるまい、夫とも自分の先住日豊師の時代に其取調を了せられ、而も慶印寺の古記録は何等信するに足らずと断ずる程に、他の有力なる史料を獲られた結果、右の如き断定を下されたのであらうか、兎もあれ學友たる自分が慶印寺の現董たる以上は、野口君たるもの本書の出版前に、今一應の交渉調査があつて欲しかつ

たのである、平素の野口君にも似合しからぬ輕舉ではあるまい、
それから又、自分所持の消息集の紙末に附記せられたものは斯うである

日經師御出生は上總國二宮領南谷木一松と申す所也
福俵村本福寺に住職し給ひ今に後寺に本尊并に御細工の常香盤什寶也御年六十餘歳にして京妙満寺廿七の歴代也其折國亂れて日本第一の法難に値ひ給ふ事上來具さ也御臨終は加州錦谷答門山本覺寺元和六年十一月廿二日享年七十歳にして寂

自分は敢て如上の添記を過信するのではないが、書中の上總二宮出生の説が或は正當かも知れんと思ふ無論確説とは云はない。野口君が「父方は池上信者母方は中山門人立なり」との本迹問答記の一節より推断して、上人の父母は江戸若くは江戸近在に居住せられたるものと想像し、其想像は走りて小野治郎右衛門の子なりと断論せられたのは、何とも異なるもので、自分は思ふに此時代はまだ、聖祖門下の風習として六門跡の系圖争が甚しかつた時であるから、父方は池上信者母方は中山門人云々は無理のない譯である、夫をば池上中山と云ふ語に捕へられて、何でも江戸若く江戸

人生最幸運の三拍子

村上 専精 氏

人生を三段に分つて、初期、中期、後期、そして年齢を初期は二十五歳までとし、中期はその次の二十五年即ち五十歳までとする。それから後の二十五年を後期とする。丁度七十五歳までと見たのた。或は之を二十年づゝと見て六十歳とするも可である。そこでこの三期の幸運不運の眼目を言ふと、初期の幸運とは「善良好的なる親を持つ事」である。中期は「良き妻を持つ事」である。女子なればよき夫を持つ事である。後期は「よき子を持つ事」である。私は之の三つ揃ふた人なれば殊に人生の最幸運耳であると思ふ、金錢や位地は人生の幸福に關係のあるものでない。(教育實驗界より)

○名古屋市に於ける

紀念傳道

如左
釋尊を捨るは一なり

紀野 俊耀師
鈴木 孝穎師

○講習會 咲冬宗務監修野口僧正右教師
鈴木孝穎兩師巡迴布教が勧懇となりて本年十

本年は當市開府三百年にして關西聯合の大共
運會開設を好期として四月十七十八十九の三
日間當市新榮町常徳寺に於て紀念傳道を舉行
せられたり

十七日午前十時より管長親下御親修にて大法
要執行

出席者員

龍仁、關田、井村、岡本、西山、白井、原田
梶木、長谷川、武雄、石川、前田、紀野、朝
倉、猪野、武雄、佐々木の諸師

午後二時より原田容廣師の前講にて管長親下
の懇意なる説教あり、午後七時より大演說會
演題及出席辨士知左

金剛不壞の信

石川 顯隆師
井村 日成師

日蓮上人の無光

圓田 養叔師

宗教的繁榮

野口 日主師

十八日午後七時より大演說會演題及出席辨士

如左

日蓮主義と名古屋人士 梶木 日種師

道徳の權威 能仁 事一郎

宗教的繁榮

野口 日主師

十九日午後七時より大演說會演題及出席辨士

如左

○教學財團第四回評議員會通常會
は豫定の如く四月十日京都總本山内教學財團事務所内

に開催せらる同日午前十時開會市橋理事長事故缺席の

爲め寄附行為第十九條に基き總裁の指名に依り中村理事之れに代り會長席に着き先づ抽籤を以て會員の席次

を定め次で議長の選舉に移る九番京藤長右衛門君當選す仍て中村會長席を京藤氏に譲り本支兩部員より諸般

事務の報告を爲し次で第一號議案を決議終て財團評議員にして因事の際は財團本部より弔文若しくは弔電を送る事を決議午後一時散會したり當日報告したる事務

狀況及決議は左の如し
明治四十一年度決算報告
(自明治四十一年五月一日
至同四十二年四月三十日)

姫路支所取扱

明治四十一年度募集金勘定

一金七百五十六圓六十五錢

前年度繰越

一金四千八百九十五圓七八八錢三厘

本年度募集金

因に當寺副住職岡本謹正師妙行寺住職武蔵顯誠師、法道寺住職佐々木英春師等いづれも熟心に盡力せられたり、

○備前和氣の御親教

管長親下には去る三月廿六日午前十一時五十分差なく和氣導に御來着ありたれど住職惣代及青年信徒の自轉車團廿余名の歓迎を受られ

同夜七時より和氣小學校に於て大演說會演題

堂の應衆は等しく親下が明説草論に感激止ま

ざりしか結論將に到らんとするや全衆は更に

繼續して講演あらんことを懇請し親下には快

諾十分同休憩後直に開説せられたるは衆大に

歎呼手聲程に廣長舌を振はれ前後二時間半

一段と多大なる法益に潤へり斯くて十一時半

閉會直に本皮寺に於て點燈易を開きたるに又

甚に法を説教聽し會員皆喜悅滿面歡會したり

○大法會 本多管長親下の御來豐を幸に

妙圓寺主催にて例年の大法會并に日露戰役七

回諒紀念法要を終じ廿一、二日兩日午後法要

毎教夜間演説會を開催せり

○婦人會設立 寺主白舟僧師は本年一月

以來大に奔走せられ三月下旬には既に五十名

餘を得たれば四月十三日宗祖上人の御命日を

期として其の發會式を舉行し爾後毎月十三日

を以て例會と爲す者なり

計金五千六百五十二圓四十三錢三厘

内

金四千七百五十圓

公債買入方

差引金九百〇二圓四十三錢三厘 後期繰越

明治四十一年度末常用部勘定

四十年度繰越分

一年四百三十九圓七錢五厘

京都本部費

一金九百四十六圓十四錢二厘

管理局手數料

計金千三百八十五圓二十二錢七厘

姫路支所費

内金六圓五十九錢

學事費

金七十二圓

法要費

金六十六圓

費

金三百圓

費

金二十圓二十一錢

評議員會費

金四十一圓四十四錢

創立費

小計金千三百六圓二十四錢

費

差引金七十八圓九十七錢七厘

後期繰越

○豊橋敷信

(30) 明治四十一年度末資産

内

金二千八百五十圓也

公債買入高

差引金二千百十八圓〇八錢五厘

一金二萬九千九百四十五圓七十二錢五厘

前年度末資產

一金四千八百九十五圓七十八錢三厘

本年度募集金

一金九百四十六圓十四錢二厘

本年度常用部收入方

計金三萬五千七百八十七圓六十五錢

内金千三百六圓二十四錢 本年度常用部支出金

差引金三萬四千四百八十一圓四十一錢

常用部勘定

一金七十八圓九十七錢七厘

前年 越高

一金二千三百三十六圓三十五錢

本日迄收入高

計金二千四百十五圓三十二錢七厘

差引金三千四百八十一圓四十一錢

内

金七十二圓 本部費

金六十六圓 姫路支所費

金六圓五十三錢 管理局手數料

基 金 千圓 教學費布教費として東京

金七十八圓九十七錢七厘 常用部

小計金千百四十四圓五十三錢

四十一年度決算以後本年四月八日至る状況左の如し

右

募集金勘定(四十三年四月八日現在計算)

二口差引金三千二百八十八圓八十九錢二厘

一金九百〇二圓四十三錢三厘 前年度越高

此内金三百四圓四十四錢 管理局貸

一金四千〇六十五圓六十六錢二厘 本日迄募集高

金二千九百八十四圓四十五錢二厘

計金四千九百六十八圓〇九錢五厘

基金勘定

現在金

一金二萬千七百圓

寄 托 金

一金二萬六千七百六十八圓九錢五厘

募 集 總 高

内 一萬七千八百六十五圓 四十年度募集高

佳良ならず、此れ昨年末に於ける米價下落及一般財界の不況に基因するものにして止むを得ざる事情に基くものなりと雖とも當事者として不良の成績を茲に報告する實に慚愧に堪へざるなり、將來一層奮闘して本財團の目的の完成を計らんことを期す

四十三年二月末日現在勧募成績

四十三年二月二日比シ得

東京府

一五三二九、六五

一一〇、〇〇

京都府

六二四二、五〇

三九六、五〇

大阪府

二〇四九、〇〇

八〇、〇〇

茨城縣

五二五、〇〇

一

栃木縣

七五、〇〇

一

福島縣

二七八、〇〇

三〇、〇〇

岩手縣

二一、〇〇

五〇、〇〇

山形縣

九五四、四五

二三二、四五

神奈川縣

九六六一、三〇

一

靜岡縣

九六六〇、九〇

一

愛知縣

二二三四、九〇

一

次に品川支所に於て取扱ひたる勧募の状況は成績甚た
以 上

管理局預ヶ及現在金

九六六〇

一

計金四千九百六十八圓〇九錢五厘

內

金二千八百五十圓

公債買入高

差引金二千百十八圓九錢五厘

後期繰越

明治四十二年度常用部勘定

前年越

一金七十八圓九十七錢七厘

高

一金二千三百九十四圓七十五錢八厘

本年度收入高

計金二千四百七十三圓七十三錢五厘

現資產

內金七十二圓

京都本部費

金六十六圓

姫路支所費

金六圓五十三錢

管理局手數料

金百圓

評議員會費

金四十九圓六十二錢

法要費

金五百圓

學事費

金二百五十圓

布教費

金百五十圓

寺院保護費

小計金千二百九十四圓十四錢

常費用

金千百七十九圓五十九錢五厘

基

候也
明治四十二年五月十五日

京都市上京區榎木町妙滿寺中

教學財團

- 第二項 學事費 金六百五十圓也
- 第三項 布教費 金二百五十圓也
- 第四項 千葉縣尚風會補助費金一百圓也
- 第五項 檜原寺院保護費 金百三十圓也
- 第六項 教學財團明治四十三年度豫算第四回評議員會二於テ左ノ通り決議相成候條及公告

明治四十三年度收支豫算

收入

收入總額

第一款 基金利子

金三千百九十圓也

第一項 公債利子

金千九百二十圓也

第二項 寄托金利子

金千三百三十五圓也

第二款 前年度利誼金

金五百八十五圓也

第一項 前年度剩餘金

金千二百七十圓也

支出

支出總額

金三千百九十圓也

第一項 事業費

金一千三百二十五圓也

第一項 本山費

金百九十五圓也

差引金千百七十九圓五十九錢五厘

後期繰越金

明治四十二年度末資產

一金三萬四千四百八十一圓四十一錢 前年度末資產

一金四千六十五圓六十六錢二厘 本年度募集金

一金千百圓六十一錢八厘 本年度常用部收支差引金

合計金三萬九千六百四十七圓六十九錢

計金四千九百六十八圓〇九錢五厘

內

金二千八百五十圓

公債買入高

差引金二千百十八圓九錢五厘

後期繰越

明治四十二年度常用部勘定

前年越

一金七十八圓九十七錢七厘

高

一金二千三百九十四圓七十五錢八厘

本年度收入高

計金二千四百七十三圓七十三錢五厘

現資產

內金七十二圓

京都本部費

金六十六圓

姫路支所費

金六圓五十三錢

管理局手數料

金百圓

評議員會費

金四十九圓六十二錢

法要費

金五百圓

學事費

金二百五十圓

布教費

金百五十圓

寺院保護費

小計金千二百九十四圓十四錢

常費用

金千百七十九圓五十九錢五厘

基

候也
明治四十二年五月十五日

京都市上京區榎木町妙滿寺中

教學財團

- 第二項 學事費 金六百五十圓也
- 第三項 布教費 金二百五十圓也
- 第四項 千葉縣尚風會補助費金一百圓也
- 第五項 檜原寺院保護費 金百三十圓也
- 第六項 教學財團明治四十三年度豫算第四回評議員會二於テ左ノ通り決議相成候條及公告

明治四十三年度收支豫算

收入

收入總額

第一款 基金利子

金三千百九十圓也

第一項 公債利子

金千九百二十圓也

第二項 寄托金利子

金千三百三十五圓也

第二款 前年度利誼金

金五百八十五圓也

第一項 前年度剩餘金

金千二百七十圓也

支出

支出總額

金三千百九十圓也

第一項 事業費

金一千三百二十五圓也

第一項 本山費

金百九十五圓也

計金四千九百六十八圓〇九錢五厘

內

金二千八百五十圓

公債買入高

差引金二千百十八圓九錢五厘

後期繰越

明治四十二年度常用部勘定

前年越

一金七十八圓九十七錢七厘

高

一金二千三百九十四圓七十五錢八厘

本年度收入高

計金二千四百七十三圓七十三錢五厘

現資產

內金七十二圓

京都本部費

金六十六圓

姫路支所費

金六圓五十三錢

管理局手數料

金百圓

評議員會費

金四十九圓六十二錢

法要費

金五百圓

學事費

金二百五十圓

布教費

金百五十圓

寺院保護費

小計金千二百九十四圓十四錢

常費用

金千百七十九圓五十九錢五厘

基

候也
明治四十二年五月十五日

京都市上京區榎木町妙滿寺中

教學財團

- 第二項 學事費 金六百五十圓也
- 第三項 布教費 金二百五十圓也
- 第四項 千葉縣尚風會補助費金一百圓也
- 第五項 檜原寺院保護費 金百三十圓也
- 第六項 教學財團明治四十三年度豫算第四回評議員會二於テ左ノ通り決議相成候條及公告

明治四十三年度收支豫算

收入

收入總額

第一款 基金利子

金三千百九十圓也

第一項 公債利子

金千九百二十圓也

第二項 寄托金利子

金千三百三十五圓也

第二款 前年度利誼金

金五百八十五圓也

第一項 前年度剩餘金

金千二百七十圓也

支出

支出總額

金三千百九十圓也

第一項 事業費

金一千三百二十五圓也

第一項 本山費

金百九十五圓也

計金四千九百六十八圓〇九錢五厘

內

金二千八百五十圓

公債買入高

差引金二千百十八圓九錢五厘

後期繰越

明治四十二年度常用部勘定

前年越

一金七十八圓九十七錢七厘

高

一金二千三百九十四圓七十五錢八厘

本年度收入高

計金二千四百七十三圓七十三錢五厘

現資產

內金七十二圓

京都本部費

金六十六圓

姫路支所費

金六圓五十三錢

管理局手數料

金百圓

評議員會費

金四十九圓六十二錢

法要費

金五百圓

學事費

金二百五十圓

布教費

金百五十圓

寺院保護費

小計金千二百九十四圓十四錢

常費用

金千百七十九圓五十九錢五厘

基

候也
明治四十二年五月十五日

京都市上京區榎木町妙滿寺中

教學財團

- 第二項 學事費 金六百五十圓也
- 第三項 布教費 金二百五十圓也
- 第四項 千葉縣尚風會補助費金一百圓也
- 第五項 檜原寺院保護費 金百三十圓也
- 第六項 教學財團明治四十三年度豫算第四回評議員會二於テ左ノ通り決議相成候條及公告

明治四十三年度收支豫算

收入

收入總額

第一款 基金利子

金三千百九十圓也

第一項 公債利子

金千九百二十圓也

第二項 寄托金利子

金千三百三十五圓也

第二款 前年度利誼金

金五百八十五圓也

第一項 前年度剩餘金

金千二百七十圓也

支出

支出總額

金三千百九十圓也

第一項 事業費

金一千三百二十五圓也

第一項 本山費

金百九十五圓也

金參圓 住職高田日輔 拾圓 島越勘一
 六圓 中村季利 桑原義太一、三 森芳雄
 (二、二) 武圓四拾錢完 桑原利平治 尾島吉治
 郡 森村和吉(一、二) 四圓四拾八錢 中
 村源五郎外榮鳴一同 四圓拾錢四厘 坂尼
 虎長次郎 同增治郎 稲田恒四郎 西村淺大
 郡 森村和吉(一、二) 四圓四拾八錢 中
 吉 星賀藤次 同照四郎 波賀利左衛門 楠
 虎長次郎 同增治郎 稲田恒四郎 西村淺大
 郡 森村和吉(一、二) 四圓四拾八錢 中
 吉 星賀藤次 同照四郎 波賀利左衛門 楠
 外位田一同 武圓拾六錢 福田爲吉安藤一
 同 壱圓九拾四錢四厘 満蔵直吉外福本一
 同 壱圓八錢 妹尾六次郎外休石一同 六拾
 六圓廿錢 紫原光治郎外吉ヶ原一同 六拾
 四錢八厘完 日笠友治外梨尾一同 村上彦市
 外入田一同 福田長平外周佐一同 參拾七
 錢貳厘 水田政誠外田井一同 武圓廿錢
 錢森玉城外在且一同(第四回)

◎同縣土居本典寺寺檀

金武圓完 住職牧田英長 妹尾宵九郎 国本
 喜美(第貳回)

◎岐阜縣大垣常隆寺寺檀

金參拾錢完 住職栗田日滿 西院三之助 銀
 津玉 五拾錢完 尾崎謙二郎 浅井俊貞

同 い 堺田兵作 鈴木覺藏 小竹虎吉 銀
 井善次郎 內藤福次郎 廣中はる 小野田朝
 吉 村上芳藏 井本長次 初倉長次郎 国
 松次 平山當吉 足立萬次郎 大石徳兵衛
 榎村銀藏 名野平幸作 榎木すよ 野末喜十
 都築新次郎同重助鈴木吉藏 廿五錢完 伊藤
 多吉 石淡儀平 太田市藏 貳拾八圓 彦坂
 伊之助外百四拾名分合計(第四回)

◎靜岡縣見付玄妙寺寺檀家

金壹圓廿錢完 古谷賢司 榎本連吉 壱圓
 川島權吉 八拾錢 句坂権吉 中島庄平
 錦澤文次郎 宮下重能 清口伊平 伊藤作重
 六拾錢完 森金太郎 鈴木與太郎 四
 拾錢 鈴木伊代吉 同忠吉 錦澤權三郎 坂
 口藤四郎 杉田重太郎 山下鐵次郎 山口平
 大郎 池間治作 吉岡賀次郎 田中徳三郎
 混美由藏 大塚仙吉 參拾錢 深見善七
 或拾錢完 田中常吉 相良とよ

◎廣島縣井原高原寺寺檀

金壹圓 住職堤正音 四圓 中村貢一
 貳圓 中村孫一 壱圓 中村義右衛門
 参拾錢 田井米太郎 廿四錢 向井増次郎外
 一名(第三回) 拾貳圓 佐久間又三郎 武
 圓 中村壽吉 壱圓廿錢 中村順作 六拾

◎愛知縣猪川越境寺寺檀

金參圓 住職石川類隆 參圓廿錢 澤田繁
 大郎 村瀬三真平 參圓 龜井けい 武

大郎 武圓完 水野梅五郎 同和兵衛 同
 富士太郎 新美永三郎 久米鉄太郎 松本平
 國六拾錢完 戸田由兵衛 水野茂十 村瀬文
 大郎 武圓完 水野梅五郎 同和兵衛 同
 野常吉 壱圓完 久米次郎右衛門 同卯三
 郡 中村真吉 松本八重吉 摺原丑左衛門
 布目政信 八拾錢 水野次郎右衛門 六
 拾錢完 水野植之助 村瀬飼太郎 古内いう
 松本捨吉 加藤周平 五拾錢 久野長之助
 四拾錢完 村瀬惣之助 水野丙太郎 加
 藤藤太郎 武圓八拾錢 同田吉太郎外拾貳
 名分(以上第四回) 武圓 久野由太郎(第
 參回) 壱圓廿錢 今井菊次郎(第貳回)

◎同縣豊橋妙圓寺寺檀

金拾五圓 住職白井日慶 拾圓 眼部彌八
 錢 久留島折平(以上完納) 四拾錢 中村和
 三郎外壹名(第貳回)

金貳拾圓 京藤長右衛門 拾圓 京藤善五
 郡 參圓完 京藤長左衛門 同源次郎
 武圓 京藤小八郎 壱圓五拾錢 川崎喜作
 壱圓 加藤由松(第貳回)

◎福井縣今庄善勝寺寺檀家

金五拾貳圓 滝谷嘉助 拾壹圓牛 齋藤長
 吉 拾圓 須田友吉 九圓完 滝谷伊之
 助 乾桂三郎 八圓五拾錢 長谷川ヨネ
 七圓完 長谷川義一 市川トモ 五圓四拾
 參圓八拾錢 榎本信太郎(以上完納)

金貳拾圓 住職山本日董 五圓完 秋葉透
 藏 森川重藏 三圓廿三錢 秋葉岩太郎
 一圓六十六錢死 森川慶 高橋彦太郎 牧野
 孝三郎 秋葉宗吉 牧野正雄 一圓完 秋
 葉健吉 森川勇吉 六十六錢完 高山義造
 今井已之助 秋葉豐作 五十錢完 高山義造
 秋葉長之助 同市造 森川久馬吉 牧野芳太
 太郎 森川越次郎 愛敬種亮 三十三錢完

同和市 田村彌平 同仙作 戸田大助 山

本立藏 鈴木慈次郎 長尾清江 神谷由平

水谷勘助 內藤よし 安達彌作 島尾治一

加治千萬人 千川平吉 櫻井祥藏 上島萬次

郡 大小島基三郎 六拾錢完 安達平吉

橋本久吉 遠澤久五郎 稲木豐七 加藤熊次

郡 長尾謙三 波多野義次 田名類つよ 正

因じゆん 杉江ゆき 飯田健之助 山口勘兵

衛 酒井善五郎 倉橋太七 小島義吉 同善

太郎 五拾錢完 山本熊五郎 廣田浅吉

倉木榮作 村田經三郎 稲吉浩右衛門 熊本

甚太郎 曽田勇助 佐原三吉 内藤善次郎

西拾錢完 山本友吉 同定八 同德兵衛 同

伊藤彌七 同兼吉 鈴木富藏 同助右衛門

安達重吉 同岩藏 豊田要藏 同五平 小島

要西郎 市川とみ 市田道太郎 越知喜三郎

横田常次郎 黒川真太郎 齋藤禪吉 小竹徳

右衛門 內山九平治 参拾錢完 竹本仙

太郎 同忠作 同源三郎 同周作 榎本彌五

七 同源三郎 伊藤喜代松 同仙作 加藤六

三郎 同榮治 古本重吉 同幸七 藤平久松

同榮次郎 山本丈吉 同勘藏 佐原喜平

(以上第一回)

本財團拂込金は振替貯金「東京四

參六九番總本山妙満寺」宛御振込

相成り度宛名相違の爲め到着遲延

希上候也

明治四十三年五月

京都市上京區楳木町妙満寺中

勤行作法

上一部代
割引郵稅四十部每
金二錢三十錢以下部以
郵券代用不苦

大石養淳著

通夜說教自在集全

勘請文、**助行讀誦**（方便品十如是自我偈）、**正行唱題**、**回向文**、**受持文**、○**自我偈訓讀**

美裝調製

右ハ各派統一の理想の下に本多日生師の編纂せられたるものにして、勸善門文、回向文の如き最も簡潔にして而も其要義を逸せず總振假名付なれば初心の行者の所用として最も適切なるもの今回本會に於て會員の爲めに印刷に付したるを以て其殘餘數百部は一般信徒の爲めに之を頒たんとす、御入用の方は前記代金を添へて

○顕本の法義を平易に説き、而して各座に因縁、譬喻の豊富なるは此書なり

東京正濱圖書出版社
發行所 妙教婦人會

東京市淺草區北清島町十四番地

發行所 北天教光社

後志國古平港古平町三六三

前机●須彌院
大販賣



附正價
二法堂佛具發賣目錄

蓮華寺假事務所

當寺其筋の認可を得て北豊島郡巣鴨町字池尻へ移
轉工事中左記の所に於て執務致候條此段辱知諸氏

四十三年五月日

北豊島郡巢鴨町二丁目十八

每月一回十五日發行、一部金六錢 稅郵五厘
五錢郵稅六錢 代金へ振替貯金口座 東京一二一九番へ拂込マレ
タシ此場合ニハ諸料ノ外ニ金壹錢ヲ添付相成度候

卷之三

發行人 井村日成

編輯人 山根日吉

山根日吉

印刷人 鈴木日雄

東京市淺草區北清島町十四番地

統一團

◎小賣部

通小橋西入 本館
二法堂 藤田總次
特電話二千七百八拾三番 振替貯金番號
同 市三條 大阪四二五九
通大橋西入 東京二〇七一

發行所

一
團

統一

第一百八十四號